

日米安保条約にもとづく事前協議制度の原型

信 夫 隆 司

はじめに

一九五一年九月に署名された「日本国との平和条約」（平和条約）および「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約」（日米安保条約）は、一九五二年四月二八日に発効した。足掛け七年にわたる連合国軍の占領に終止符が打たれ、日本は再独立を果たす。この独立からさかのぼること約三ヶ月前から交渉が始まったのが「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定」（行政協定）であった。日米安保条約および行政協定は、一九六〇年に改定され、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」（新日米安保条約）および「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」（日米地位協定）へと改定された。改定の目玉のひとつが、駐留米軍の行動に日本側の発言権を確

保するため導入された事前協議制度である。

日本政府は、安保改定以前、この事前協議制度の導入を考えたことはなかったであろうか。二〇一三年一〇月の外交記録公開によって、「日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定」（国連軍協定）の交渉の様子が明らかになった。これまで、国連軍協定が研究対象として取り上げられることはほとんどなく、その交渉過程にいたってはまったく明らかにされていない^①。とくに注目すべきは、国連軍が中国東北部（満州）を爆撃するような場合、事前に日本政府に通告し、協議するよう、日本政府は国連軍側に求めていた。一九六〇年の日米安保条約改定時に導入された事前協議制度の原型である。

本稿は、事前協議制度のうち、国連軍協定の交渉過程で明らかになった、国連軍兵士の出入国、それに、戦闘作戦行動のための基地使用のふたつに焦点をしぼり、事前協議制度の原型を明らかにすることを目的とする。

本稿の構成は以下である。

第一節では、一九五二年一月から二月にかけて、日米間で交渉された行政協定について論じる。日米安保条約がわずか五条からなる簡潔なものであり、日米関係を規定する具体的な部分は、行政協定に委ねられた。行政協定交渉時において、いかなる事項に関心がもたれていたのか、行政協定の問題点は何か、国連軍協定交渉が何ゆえ重要になるのかを明らかにする。

第二節では、一九五二年当時、米軍の日本駐留に関連して、何が懸念されていたのかを概観しておこう。そのなかで、国連軍将兵の日本への出入りが問題となっていた点を分析する。日本側は、出入りに限らず、国連軍の作戦行動についての情報提供も要請するようになる。その背景となったのが、一九五二年六月、国連軍による中朝国境付近の

水豊ダム爆撃である。これについて説明しておきたい。

第三節では、国連軍協定交渉において、日本側が提示した事前協議案を紹介し、分析する。同時に、こうした日本案提示の背景を探ることにする。その後、この日本案がどのように扱われたのか、交渉の経緯を追ってみる。

最後に、日本案がなぜ事前協議の原型といえるのか、これがどのような意味を有していたのかを解き明かす。

一・日米行政協定と事前協議

行政協定交渉時の関心

日米安保条約第三条に、「アメリカ合衆国の軍隊の日本国内及びその附近における配備を規律する条件は、両政府間の行政協定で決定する。」とある。米軍が駐留する条件は、日米間の行政協定に委ねられた。ディーン・ラスク國務次官が、アメリカ大統領特別代表として、一九五二年一月二六日に来日し、行政協定の交渉が開始される。約一ヶ月後の二月二八日、岡崎勝男國務大臣とラスク代表との間で、行政協定に署名がなされ、この交渉は終了した。交渉中、行政協定に対する国民の懸念を代弁したともいえるのが、二月一二日の『朝日新聞』の社説である。それによると、懸念の第一は、駐留軍の出勤、それも、国外への出勤に、日本側の同意を要するか否かであった。もし「その判断がアメリカのみによって決せられるとすれば、軍事基地としての日本は、その意思いかに、わらず、あるいは自動的に戦場となる可能性もでてくるであろう。」というのである。

第二は原爆基地の問題である。原爆基地とは、今日では、あまりなじみのない用語であるが、「原爆をつんだ大型機を発進できる飛行場」を意味する。発進について、日本政府の同意を必要とするかが問題であった。

第三は、日本の防衛力増強の問題である。日米安保条約の前文に、アメリカは、日本が「直接及び間接の侵略に對する自国の防衛のため漸増的に自ら責任を負うことを期待する。」と記されている。日本の防衛力増強は、日本の自由意思によると考えられていたからだ。

この三つのうち、最初のふたつが、一九六〇年の安保改定によって、事前協議の対象となる。事前協議制度で用いられた言葉に置き換えると、第一の駐留軍の出動とは、在日米軍基地から、日本防衛を目的とせず、米軍が対外的な戦闘作戦行動をとる場合である。第二の原爆基地とは、米軍の装備における重要な変更、つまり、米軍による日本への核持ち込みに事前協議を必要とするという意味である。このふたつの問題は、行政協定の交渉が始まる前から、国会でも議論されていた。

一例として、行政協定交渉開始直前の一月二六日に行われた参議院本会議での質問がある。緑風会の岡本愛祐議員は、「日本に駐留する米国軍が中共基地を爆撃するために日本の基地を使用するようなことがある場合には、必ず日本に協議せしめることを交渉する用意がありますかどうか。」「その場合に日本の米軍基地を原子爆弾使用の基地とすることを拒絶する御用意がありますか。」と尋ねている。⁽²⁾

こうした問題以外にも、日本側は、国連軍兵士の日本への出入国について、日本へ事前通報するよう求めていた。国連軍兵士の出入国、戦闘作戦行動のための基地使用、核の持ち込み、これらはいずれも一九五二年当時すでに話題となっていた。このうち、国連軍兵士の出入国は、日本側に通報することとなり、国連軍協定に取り入れられている。また、戦闘作戦行動のための基地使用、とりわけ、満州への爆撃といった場合、日本側に通報し、協議する内容を盛り込んだ案を、日本側は米側に提示していた。このように、一九六〇年の安保改定によって設けられた事前協議制度

の原型をめぐる議論がすでになされていたのである。

行政協定の問題点

国連軍協定の交渉過程を分析する前に、行政協定を俯瞰しておきたい。当初、国連軍協定の取りまとめ役のアメリカ側には、行政協定の規定を、国連軍協定にもそのまま準用し、国連軍の待遇を米軍と同等にするとの考えもあったからだ。これに対し、日本側は、米軍は日本の依頼により駐留しているが、国連軍に対しては、国連協力の趣旨から、できるだけ便宜をはかるにしか過ぎないと認識していた⁽³⁾。行政協定では、米軍関係者の属人的裁判権が米側に認められ、また、全土基地方がとられ、同協定の悪評が高かったからである。

行政協定において、米軍の行動への「歯止め」に関連するのは第二四条である。「日本区域において敵対行為又は敵対行為の急迫した脅威が生じた場合には、日本国政府及び合衆国政府は、日本区域の防衛のため必要な共同措置を執り、且つ、安全保障条約第一条の目的を遂行するため、直ちに協議しなければならない。」と規定されている。日本が攻撃される、あるいは、その脅威が及んだ場合、日本防衛のため、日米は共同措置をとる。安保条約第一条の目的遂行のため、直ちに協議する。

日米安保条約第一条の後段は、米軍の使用について規定されている。米軍が行動するのは、つぎの三つの場合である。第一に、極東における国際の平和と安全の維持のため、第二に、外国による教唆又は干渉により引き起された日本国における大規模の内乱及び騒じょうの鎮圧のため、第三に、外部からの武力攻撃に対する日本国の安全確保のためである。

第二の大規模な内乱等の鎮圧のために米軍が出動するには、「日本国政府の明示の要請」が必要とある。また、第三の日本国の安全確保の場合、行政協定第二四条に、日米は共同措置をとると明記され、そのための協議と解される。問題は、第一の極東における国際の平和と安全の維持のための米軍の行動が、日本の安全に直接かわらず、日本が戦争に巻き込まれる場合もあるのではないかという点である。どのような場合に協議が行われるのか、協議とは何か、協議が整わない場合どうなるのか、といった点はいままだった。⁽⁴⁾

この点、日本側にとって、巻き返しの機会がやってくる。平和条約第六条(a)項に、「連合国のすべての占領軍は、この条約の効力発生の後なるべくすみやかに、且つ、いかなる場合にもその後九十日以内に、日本国から撤退しなければならぬ」とある。但し書きには、日本を一方当事国とする条約の締結によつて、外国軍隊の日本駐留が可能だとされている。これにより締結されたのが、日米安保条約であることは言うまでもない。駐留米軍の地位を定めた行政協定署名後、アメリカ上院は平和条約と日米安保条約を批准した。

これに対し、国連軍（米軍をのぞく）の地位を定める地位協定は、平和条約発効後もすぐには締結されなかった。もともと、国連軍が平和条約発効後も日本に駐留できる根拠規定は、平和条約、日米安保条約と同時に署名された「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の署名に際し吉田内閣総理大臣とアチソン國務長官との間に交換された公文」（吉田・アチソン交換公文）だけである。国連軍の場合には、米軍の駐留がゆるされることを示す日米安保条約のような、確固たる基盤を有しているわけではなかった。日本側は、国連軍協定交渉において、米軍の行動（日本外では、朝鮮戦争に出動する米軍も国連軍となる）に、歯止めをかけようとしたのである。これから分析するように、実際には成功しなかったものの、後の事前協議制度の原型が提示されていた。

交渉当事者の苦悩

平和条約および日米安保条約の交渉で、事務上の交渉責任者であった西村熊雄外務省条約局長は、その著書『サンフランシスコ平和条約』で、日本側の交渉が不十分であったことに言及している。アメリカ側の要請により、日米安保条約に、「極東条項」（極東における国際の平和および安全の維持に寄与するため、米軍は日本国内の施設および区域を使用できる。）が追加されたため、在日米軍による日本防衛義務がいまいになった。その点を日本側は是正しようとしたものの、かなわなかったと同書の本文に記している。その注として以下のように付記した。

このほか極東条項に関連する問題——例えば極東の範囲如何とか日本の提供する施設・区域が極東の平和と安全の維持に寄与するため行動する在日アメリカ軍によって使用される場合、日本政府はどの程度この使用に関与するかなどなど——について、充分考慮をはらわないで、「同意あつて然るべし」との結論を総理に上申したことは、今日に至ってなお事務当局として汗顔の至りである。

これらすべては一九六〇年一月十九日の日米相互協力及び安全保障条約で是正された。せめてもの慰めである。⁽⁵⁾

西村は、米軍による戦闘作戦行動のための基地使用に、日本政府がまったく関与できなかったことを恥じている。後の事前協議制度の導入は、この時点では、充分に考慮する余裕がなかったというのである。交渉当事者は苦悩し、西村はそれを直裁に表現していた。

また、一九五一年九月の平和条約の締結に随員として参加した宮澤喜一（池田勇人大蔵大臣秘書官で、後の首相）は、

行政協定の交渉にあたった人々を、つぎのように批判している。

しかし当時から部外者ではあったが私が感じていたことを率直に述べると、講和の発効を境にして、今迄の米軍は日本の主権者としていたものだが、その日からはこちらが主人で向うはお客様、もつとはつきり云えば、その日から米軍はこちらの意思に反して色々やつてもらってはならない立場に変わるのだ、という原則が行政協定を折衝した人々の間に、時として見失われたかに見える点である。⁽⁶⁾

この「見失われたかに見える点」の重要なもののひとつが、在日米軍基地の使用のあり方であったことは、先述の西村の言のとおりである。

ただし、行政協定交渉の当事者であった岡崎國務大臣は、「行政協定などは本来なら相當不愉快なやり取りもある筈の交渉ではあったが、事實はまったく談笑のうちに事が極まつたといつてもよいだろう。」と述べ、交渉の困難な⁽⁷⁾どなかったかのようなのである。

一九六〇年の安保改定

一九六〇年の安保改定により、事前協議制度が導入され、一九五二年当時の懸念は是正されたとされる。この制度は、改定安保条約の附属文書である「条約第六条の実施に関する交換公文」（岸・ハーター交換公文）に、いささか抽象的な表現ながら、つぎのように規定された。

合衆国軍隊の日本国への配置における重要な変更、同軍隊の装備における重要な変更並びに日本国から行なわれる戦闘作戦行動（前記の条約第五条の規定に基づいて行なわれるものを除く。）のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用は、日本国政府との事前の協議の主題とする。

この交換公文には、事前協議の対象として、三つの事例が列挙されている。

第一に、米軍の配置における重要な変更である。これは軍隊の規模が急激に増える場合を想定している。安保条約改定当時、この意味はかならずしも明確にされなかった。日本政府が、「陸上部隊の場合は一個師団程度、空軍の場合はこれに相当するもの、海軍の場合は一機動部隊程度の配置」であることを明らかにしたのは、一九六八年になってからだ。⁽⁸⁾

第二に、米軍の装備における重要な変更である。この文言だけでは何を意味するのかわかりにくいだが、交渉経緯によれば、核の持ち込みをさす。「持ち込み」の解釈をめぐって、核搭載艦船・航空機の寄港・立ち寄りを、事前協議の対象とはしない密約があったのではないか、と言われてきた。政府が、寄港・立ち寄りも含め、すべての核持ち込みは事前協議の対象であるとし、いつさいの密約は存在しないと言明してきたからだ。二〇一〇年三月、外務省により密約対象文書・関連文書が公開され、さらに、最近の研究によって、核搭載艦船等の寄港・立ち寄りは事前協議の対象とはしないことに日本側が同意していた事実が判明した。密約の存在は明らかとなっている。⁽⁹⁾

第三は、米軍による戦闘作戦行動のための基地使用である。米軍によって、在日米軍基地から日本外へ攻撃がおこなわれる場合をさす。とくに、朝鮮有事の際には、事前協議なしに、戦闘作戦行動のための基地使用を可能とする

「朝鮮議事録」という密約が、安保改定交渉時に交わされていたことが確認されている。

事前協議は、一九六〇年の安保改定で、制度としてはじめて確立された。ところが、先に挙げた三つの事例は、一九五二年二月の行政協定交渉時、国会において、問題としてすでに取り上げられていた。そればかりではなく、行政協定に続く、国連軍協定の交渉において、具体的に議論の対象となる。西村条約局長の反省の弁を紹介したが、国連軍協定交渉においては、巻き返しをはかる試みがおこなわれていたのだ。それはかならずしも成功していない。ただ、こうした動きは、一九六〇年の安保改定による事前協議制度導入への伏線となっていく。事前協議制度の原型を国連軍協定交渉のなかに見出すことができる。

二．国連軍兵士の出入国問題

国連軍協定交渉の開始に至る経緯

一九五二年四月二八日、平和条約が発効した。これにより、日米安保条約に基づく米軍以外の連合国軍は九〇日以内に日本から撤退しなくなかった。当時、日本には、英濠軍を中心とする英連邦朝鮮派遣軍（国連軍）も駐留していた。¹⁰一九五二年七月上旬における国連軍関係者の駐留人数は、別表のとおりである。広島県呉市を中心に八千人弱の兵士が駐留していた。そのため、米軍に対する行政協定に対応する形で、国連軍の地位を定める必要があった。ただ、この交渉の開始は遅れる。以下、国連軍協定締結に向けた交渉開始までの状況を明らかにしておきたい。

国連軍兵士・家族・軍属の日本駐留人数（1952年7月1日～15日）

国	駐留兵士	慰労・休養等兵士	家族	軍属	合計
英連邦朝鮮派遣軍					
イギリス	3494	295	—	24	3813
オーストラリア	2287	148	51	44	2530
カナダ	1584	59	—	8	1651
ニュージーランド	366	30	—	—	396
インド	9	—	—	—	9
ベルギー・ルクセンブルグ	6	17	—	—	23
コロンビア	3	35	—	—	38
エチオピア	3	32	—	—	35
フランス	11	27	—	—	38
ギリシャ	10	24	—	—	34
オランダ	11	20	—	1	32
フィリピン	5	39	—	1	45
タイ	32	27	—	—	59
トルコ	9	40	—	—	49
南アフリカ	5	—	—	—	5
スウェーデン	—	2	—	—	2
イタリア	—	—	—	—	
入院患者	—	226	—	—	226
合計	7835	1021	51	78	8985

（出所）“Joint Meeting of Deputies for Negotiation of Agreement Regarding the Status of United Nations Forces in Japan, Eighth Meeting, August 1, 1952” (Confidential, Security Information), RG84 Japan; U.S. Embassy, Tokyo; Classified General Records, 1952-1963, Box3(1) (320. 1 UN Forces in Japan), National Archives at College Park, College Park, MD.

行政協定は、先に述べたように、一九五二年二月二八日、岡崎国務大臣とラスク米特別代表との間で署名された。日本側は、米軍を除く国連軍の地位を明らかにしておくため、平和条約および日米安保条約の発効前に、関係連合国と協定を結びたいと考えていた。三月一二日、西村条約局長は米側に試案を提示する⁽¹¹⁾。これをもとに交渉するよう米側に呼びかけたが、関係連合国の意見が一致しなかった。日本側は数次にわたり督促したものの、交渉

までにいたらず、平和条約の発効をむかえた。

平和条約発効前日の四月二七日午後、米側はマシユー・リッジウェイ連合国軍最高司令官署名の外務大臣あて書簡を日本側に提示した。内容は、「(イ) 所要の協定は、平和条約発効後九十日内に必ず締結する。(ロ) 施設、役務、裁判権及び経費について、平和条約発効から協定が締結されるまでの間は、暫定的に現状でゆき、協定ができれば、協定に従つてさつ及して調整できる。(ハ) リ司令官の書簡と外務大臣の返簡は日本政府と関係連合国政府との間の協定を構成する。」というものであった。⁽¹²⁾

これに対し、翌二八日、日本側は、「(イ) 交換公文が日本政府と関係連合国政府との間の協定を構成するとの条項は、対国会関係から削除すべきである。(ロ) 呉地区における英濠軍使用中の施設は、必要最小限度に限定し、他は即座に返還すべきである。(ハ) 既にとられている英濠軍のための調達終止の措置はそのまま有効であることを明示すべきである。(ニ) 最終協定が成立するときは、とくに、経費について、平和条約発効時にさつ及して運用することを明定すべきである。(ホ) 裁判権については、現状どおりとするは不可である（わが方の希望する原則を掲げておいた。）(ヘ) 裁判権以外の特典等については、要件ごとに協議して取扱をきめるとすべきである。最後に、(ト) 行政協定のいかなる条項も米軍以外の軍隊のため特権免除を要求する根拠として援用すべきではないことを明定すべきである。」との意見書を添え、対案を米側に交付した。⁽¹³⁾

この日本側意見書から明らかになったのは、国連軍を米駐留軍と同列に置くことはできない、と日本側が強く主張したことであつた。とりわけ、行政協定が国会の承認を経たものではなく、その点におおくの批判があつたため、国連軍協定は、国会の批准を必要とすると考えられていた。同じく、批判が強かつたのは、行政協定の刑事裁判権であ

り、日本政府としても、現状どおりは、とてもものめるものではなかった。

二八日午後八時、岡崎国務大臣は、ドイル・ヒッキー参謀長と会談した。参謀長は、最終協定は、ここ三、四週間内にはできると思うから、交渉を継続しつつ、それまでの暫定措置として、「施設、役務、裁判権、経費など一応従前どおりでゆき、経費は最終協定ができれば、それをさつ及適用する。」との趣旨の書簡案を持参した。これに対し、岡崎大臣は、前記の日本側意見書に盛られた立場を重ねて説明した。結局、両者の意見は一致しなかった。ただ、交渉が継続中であるとの前提で、早急な締結を期待し、従前の例によるとした。事務レベルで、書簡案を作成し、それまでの間、現状でゆくこととなった。

日本側書簡（往復とも）案は、四月三〇日、米側に手交された。この書簡交換の詳細には立ち入らないが、五月一日、書簡（交換公文案）が閣議決定されたことによって、一件落着いたかに見えた。ところが、国連軍兵士による犯罪の取り扱いをめぐって、日本側と国連軍側との間で意見が真っ向から対立する。国連軍側は、「原則的に管轄権が従来の如く軍側にあり、関係国の一つが特別扱い等を要求した時はじめて二国間の交渉案件になると解」した。これに対し、日本側は、「明らかに犯人が所属区域を離れ公務以外の目的でなしたことについては裁判権を日本側にあり」と主張した。¹⁴

裁判権をめぐり、書簡交換の交渉が難航する。その結果、五月二三日の岡崎大臣・ヒッキー参謀長会談で、暫定協定のための書簡交換はとりやめとし、ただちに本協定の交渉にはいることになった。¹⁵

軍隊の通過

行政協定への署名も完了した三月一二日、西村条約局長からウィリアム・シーボルト大使に、国連軍協定の試案が手交された。同案第一条には、軍隊の通過に関する規定が置かれていた。内容は、（一）国連軍の入国および出国の日付、（二）その数、（三）滞在の場合、滞在予定期間と目的を、日本国政府に事前に通知する、とある。¹⁶

行政協定の場合、米軍関係者の入国は、第九条第一項で、「合衆国は、この協定の目的のため合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族である者を日本国に入れる権利を有する。」と規定されていた。日本への入国は権利とある。この第九条のその他の項では、査証が免除され、身分証明に関して規定されているだけである。入国の目的であるとか、滞在期間等はいっさいない。

六月二五日、国連軍協定に関する米案が提示された。これに、日本側は西村試案とほぼ同様の所見を述べた。¹⁷ところが、七月に入ると、日本側の主張が微妙に異なってくる。資料として確認できるのは、七月一〇日、外務省の奥村勝三参与室でおこなわれた、国連軍協定締結のための第三回予備会議準備打合わせの文書である。¹⁸奥村は、「国連軍の行動、出入国滞在等により、日本は場合によつては大きな影響を受けることが予想されるから、その作戦方針、出入国等について通告を受けるよう要求したい」と述べた。また、西村の後任の下田武三条約局長は、「兵力の急激な入国増加を控えて貰うよう言出してみよう」との考えを示した。結局、こうした趣旨の交換公文を作成してみることになった。

交換公文案は、二日後の一二日に作成された。¹⁹この案には、まず、吉田・アチソン交換公文の趣旨である、日本が国内およびその附近で、国連軍を支持することを許し、容易にする旨が述べられ、これらの軍隊は、「朝鮮、日本国

内及びその附近において既に活潑な戦行爲を行つてい」るとの認識が示された。こうした軍隊の行動が、日本国内の政治・経済その他の国民生活に広汎な影響を及ぼしていることから、国連軍の軍隊につき措置をとるよう求めている。

(一) 朝鮮、日本国内及びその附近にある前記の軍隊の主要な作戦行動及びこれに関連する日本の経済活動に影響を及ぼすべき物資の調達並びに動力及び生産施設の利用等に関する事前の情報提供

(二) 日本国内に滞在し、又は日本国内を通過する前記の軍隊の兵力数の主要な変動を含む前記の軍隊の活動の一般的すう勢についての事前の並びに現状に関する定期の及び要請された場合における情報提供

(三) 前記の軍隊で日本国へ入国し、日本国内を通過し、日本国内に滞在し又は日本国から出国するものの兵力数の急激な変動の防止（傍点は筆者による。）

ここで注目すべきは、西村試案および日本側所見にあった、たんなる国連軍の出入国だけではなく、「主要な作戦行動」であるとか、「軍隊の活動の一般的すう勢」についても、事前の情報提供を求めている点である。

さらに、国連軍の通過に関する日本側の対応を見てみよう。七月一八日、「国連軍の地位に関する協定案中、施設、公益事業、艦船航空機の入国等に関する条約案及び公式会議録了解案」と題する高裁案が、奥村参与ならびに国際協力局宛提出された。⁽²⁰⁾ この案には奥村のメモが添付され、「国連軍に依る米軍施設の使用が無制限になることはないか？何等かの形で我方に相談させる必要はないか？此の点、国際協力局長の再検討をお願いし度い」と記されている。

七月二二日、奥村参与は、国連軍協定の取りまとめ役のナイルス・ボンド在京米大使館参事官と非公式会談をおこなった。⁽²¹⁾ その際、つぎのような会話が交わされている。

奥村「之は協定案には現はれてないが、理屈から言へば、日本にはいれる国連軍の数には制限がない。又假に朝鮮の事態が非常に悪化した場合、日本には、大部隊が出入するし、又大きな作戦が日本を基地にして行はれることになる。之は日本の政治経済に大影響のあることで、日本としては、こう言ふ場合に、豫め相談を受けるべきだと思ふが、何とか取極め度い。」

ボンド「それは尤もなことだ。協定案には、何時でも協定の如何なる條項でも改訂を申出せる規定があるから、これでもカヴァできるし、又前文^{ブリアンブル}に何とか書く方法もありはしないか。」

奥村「もうすこし研究して、更に御相談し度し」

国連軍要員の出入国問題は、七月二二日に開かれた第六回「要員の地位に関する協定交渉技術委員会合」で決着をみた。⁽²²⁾ これは現行の国連軍協定第三条第一項とほぼ同じである。現行の同項は、つぎのように規定されている。

本条の規定に従うことを条件として、日本国政府は、この協定の適用上、国際連合の軍隊の構成員、軍属及び家族に対し、日本国への入国及び日本国からの出国を許可する。国際連合軍司令部は、日本国政府に対し、入国者及び出国者の数、入国及び出国の日付、入国の目的並びに滞在予定期間を適切に通告しなければならない。

日本側は、軍隊の作戦行動についての情報提供を盛り込むよう要請していた。しかし、同協定ではまったく触れられていない。

水豊ダム爆撃

朝鮮戦争勃発から丸二年を迎えようとしていた一九五二年六月二三日、国連軍は、北朝鮮と中国の国境である鴨緑江の水豊発電所など五つの発電所を爆撃した。⁽²³⁾ 朝鮮戦争中、最大の空爆といわれる。同地域への空爆は、中国側から中国東北部（満州）に対する間接的な攻撃とみなされ、戦争拡大の動機となる危険があった。

国際政治学者の神川彦松は、朝鮮戦争を「制限された戦争」^{リミテッド・ウォア}と位置づけた。「朝鮮という一定の限られた地域において、敵の策戦基地に對して攻撃を加えないという制限の下で、因習的兵器をもつて闘う」戦争という意味である。⁽²⁴⁾ 「因習的兵器」とは、今日でいえば、通常兵器のことだ。そのため、同地域は、爆撃対象からはずされていた。中国本土爆撃を主張し、解任されたダグラス・マッカーサー元帥在任当時でさえ、水豊発電所への爆撃はひかえられていた。⁽²⁵⁾

水豊発電所で作られた電力は、北朝鮮および満州でほぼ半分ずつ使用されていたといわれている。この時期、休戦協定交渉は、捕虜交換問題をめぐって行き詰まり、この空爆が交渉に暗雲をもたらしかねない状況にあった。このような事情から、ロバート・ラヴェット米国防長官は、爆撃当日の記者会見で、空爆は他の国連軍諸国と事前に相談したものではなく、政策の転換を意味するものではない、と述べている。⁽²⁶⁾ 朝鮮戦争を中国本土に拡大しないとの趣旨をにじませていた。

この爆撃は、さつそく、国会でも取り上げられた。六月二五日の衆議院外務委員会では、右派社会党の戸叶里子議員が、国連軍が二三日・二四日にわたり水豊ダム等を爆撃し、「何となく不気味なショックを世界に投げかけて」といふとし、つぎのような質問をしている。

実はもしも日本の基地からでも出て行つた飛行機があるとしたしますならば、非常に日本が報復爆撃を受けやすいと思うのでございます。なぜそういうことを私が心配するかと申しますならば、実は立川方面では、もうすでに燈火管制の協力が要請されておるそうでございます。それに対して、あそこらに住んでいる人たちが非常に不安におのいておりますので、この燈火管制の協力が要請されている措置は、どういう機関で一体なされているのかを伺いたいと思います。⁽²⁷⁾

これに対し、石原幹市郎外務政務次官はつぎのように答えた。

燈火管制の問題につきましては、いわゆる向こうの施設並びに区域内におきましては、アメリカの方でやつておられるようであります。それれからその他につきましては、つまりそこだけやりましたも効果はないのでありまして、付近の協力を得なければなりません。その点は先方の協力方の要請もあり、外務省を通じて付近の市町村に協力方を連絡してやつておる。こういう状態であります。⁽²⁸⁾

戸叶議員は、「もしも日本の基地からでも出て行つた飛行機があるとしたしますならば」と、仮定の話として質問している。当時、横田基地は朝鮮戦争を機に拡張がはかられ、同基地からB 29が出撃していたことは周知の事実であった。⁽²⁹⁾ だからこそ、同基地が報復爆撃の対象になる可能性があり、立川等の基地周辺市町村に燈火管制の協力要請がなされたのである。一方、北朝鮮の空軍力も、この一年間でほぼ二倍に増強され、二千機近くの戦闘機を保有し、その半数はジェット機といわれていた。⁽³⁰⁾ したがって、北朝鮮が報復爆撃をおこなう能力はすでに有していたと考えられる。

七月一日の『朝日新聞』声の欄には、「戦争のにおい」と題する東京在住の主婦の声が掲載されている。

昨夜そう遠くないところに落雷があり、しばらくたってから、また爆雷のような音と一緒に白い光が窓を一瞬明るくしました。夫は雷の音とは違う、爆弾のような音だよとつぶやきます。わたくしはハッとして、それじゃ空襲よ、水豊ダムを爆撃したんですもの。日本の基地に仕返しにくるの当り前だわ、と一時に不安になり二階へかけ上って西の空をにらみました。幸いにもそれは美しい花火の光と音だったのです。しかしこの花火をわたくしと夫は心から美しいとたのしんで見ることはできませんでした。

このように、一般庶民の間にも、水豊ダム爆撃の仕返しとして、空襲を受けるかもしれないという不安感がただよっていた。また、日本政府も、水豊発電所空爆によって、在日米軍基地が報復爆撃を受ける可能性があり、そのための対策をとる必要に迫られていたのである。

三・事前協議導入への模索

奥村参与のメモ

七月三〇日付けで奥村参与が作成した「国連軍協定一件」と題する手書きの外務大臣宛メモが残されている。³¹ それには、つぎのように記されていた。

現在の協定案に依れば、理論上は、日本にはいり得る国連軍の兵力は無制限であり、且国連軍が日本を基地として何をしやうと（例へば満洲を爆撃しても）日本としてはイイとして「一切の援助を供與しなければならない」訳であるが、此の点をカヴァーする為、御指示に従ひ、先般ボンド参事官と非公式に話合ひ、当方より一案を出す約束をして置いたことは、報告申上げて置いた通りであります。

其の後考究の結果、別箋の通りの案文を作ってみましたので、御査閲願度、更に御指示を得てボンドに提示したいと存じます。

このメモは、二〇一三年一〇月の外交記録公開によつて明らかにされた。これには非公開文書1が存在する。非公開の理由は、利用等規則第一条第一項一号ハである。「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該特定歴史公文書等に移管した行政機関の長としての外務大臣が認めることにつき相当の理由がある情報」とある。

同メモの欄外に、「大臣用及び次官用コピー添付してあります。」と手書きされており、この非公開文書はこのコピー、つまり、「別添の通りの案文」をさしていると思われる。また、この外務大臣とは岡崎である。したがって、岡崎外務大臣の「指示」により、奥村参与とボンド参事官の会談が行われ、その結果を受けて、非公開となっている文書が作成されたと考えられる。岡崎については、後に述べるが、一般には、吉田政権下、対米追随派とみられていた。

また、ボンド参事官と非公式に話し合ったとされているが、前述のように、七月二日、非公式会談が開かれていた。このような経緯から、事前協議に関する日本案が作成された。非公開文書の内容は如何なるものであったのか。

事前協議の日本案

八月五日、奥村参与とボンド参事官が会談した。奥村参与の会談録に、「六、最後に奥村より、別添附属交換公文案を差出し過日御話したものができたから、充分考慮あり度、之ができれば、今次協定も議会を通すのに非常に助けになるであらうと述べたところ、ボンドは日本側の考は尤もであると述べた。又奥村より此の案の提出については、外務大臣の了解を得てゐることを特に附言すると述べ、ボンドこれを了承した。」とある。⁽³²⁾

この会談録に、八月四日付けと七月三〇日付けのドラフトの英文が添付されている。前者の英文の右端には、縦書きで、「二七・八・五、奥村よりボンド参事官に提出」とあり、その下に奥村のサインがある。後者には、「大臣用」、さらに、「二七・八・五、ボンド参事官に提出」と手書きされている。七月三〇日付けの大臣用ドラフトが、八月五日にボンドに手交されたとの意味である。

日付の異なる二つのドラフトの違いは、七月三〇日のドラフトには、“be kept fully informed in advance of”の informed と in の間に、手書きで、and consulted? の字句が挿入され、その右側余白に、「之デハ強スギルカ」との文言がある。この七月三〇日のドラフトは、大臣用とされているので、岡崎外務大臣が手を入れたのではないかと思われる。

ドラフトは、国連軍協定が署名される際、同時に取り交わされる公文の形式をとっていた⁽³³⁾。一九五一年九月八日付の吉田・アチソン交換公文の内容を敷衍し、現協定においても、日本が、日本国内およびその周辺において、国連軍への支持を許し、容易にする旨がうたわれている。ただ、今後、支持のあり方に実質的な変更がある場合、あるいは、国連軍の行動に重要な展開がある場合、日本国民の経済、社会、政治生活におおきな影響が、当然、及ぶと考えられる。そこで、この影響を最小限におさえるため、つぎのように記されている。

日本国内及びその附近における国連軍兵力の配備における重要な変更となる場合、並びに、朝鮮における緊急事態の際にとられる国連軍の行動で、とりわけ、その行動が日本に影響を及ぼす場合、日本国政府に、事前に、十分な情報が提供され、かつ協議されることを提案する⁽³⁴⁾。

岸・ハーター交換公文に登場する配置における重要な変更、それに、朝鮮半島有事の際の国連軍の行動、それらを事前協議の対象にするとの提案である。ボンド参事官に手交された八月四日付け文書のコピーの一ページ上段余白に、奥村参与は、「先方に提案。先方は本件は国連軍協定とは直接関係なしとの理由で、反対の意向を漏らした。」と記し

ている。

八月五日の会談で、奥村は、朝鮮で緊急事態がおこった場合、大部隊の出入国、それに、日本の基地を利用した作戦行動に、あらかじめ相談を受けるべきだと提案し、ボンド参事官は、「尤もなことだ」と好意的に答えていた。この口頭でのやりとりと、ボンドが実際に日本案を見たときとの反応には、いささかズレがあったのではないかと思われる。

この八月五日の奥村・ボンド会談については、米側にも資料が残されている。³⁵ 奥村が交換公文案を手交するにいたった経緯を説明すると、ボンドは、「一見したところ、統一司令部が、ある特定の文言を受けいれないことは間違いないが、ドラフトを十分に検討し、後日、返事をしたい」と述べた。奥村は、「このドラフトは、岡崎外務大臣がご覧になられ、その承認を得たものである」と付言した。

日本案のその後

この問題には、その後、ほとんど進展がみられなかった。経過を追ってみよう。

八月二一日付けの「国連軍協定交渉進捗状況」と題する外務省の文書に、その他の問題のある事項として、「日本政府に対する情報提供、ロ 兵力の急変化の回避、ハ 朝鮮事態の急変に伴う協議」が、「交換公文又は他の約束をとりつける件」として記されている。³⁶

九月一三日付けの奥村参与から岡崎大臣宛メモには、「六、協議交換公文（兵力の大移動及朝鮮作戦の重要な変更については、日本と予め協議する）これは一度マーフイー大使と御話願はねばならぬでしやう。それで、此の際、馬力を

かけて、協定を仕上げ、総選挙前適当の機にイニシアルして発表するや否やは、全く政治的に御判断を俟たねばなりません。⁽³⁷⁾」と記されている。

ここにいる総選挙とは、八月二八日に衆議院が解散され、一〇月一日に投票がおこなわれた第二五回衆議院選挙のことである。自由党内の混乱を打開するため、不意をつき、また、憲法第七条第三号の衆議院を解散するという天皇の国事行為を利用したもので、「抜き打ち解散」と称された。この時期、吉田政権としても、この問題を積極的に進める時間的余裕はなかった。一〇月一日の投票の結果は、四六六議席中、自由党は、吉田派が一九九議席、鳩山派は三五議席となる。自由党はかろうじて過半数を上回ったものの、与野党が伯仲する結果となった。

総選挙後の一〇月四日、ボンド参事官が一時帰国するにあたり、奥村参与とボンド参事官との会談が予定されていた。⁽³⁸⁾しかし、奥村参与病氣のため、急遽、三宅喜二郎参事官とボンドとの会談となった。この会談で、「国連軍の兵力及び軍事行動の大変化に関する事前通報」について、つぎのような会話が交わされている。

三宅「本件に関する交換公文案は先般我方から提出してあるが、貴方から回答が無いので、猶ペンディングになっている。」

ボンド「本件についてはいまだ本国政府から回答が無い。日本における国連軍の兵力に大変化がある場合日本に事前通報を與えることは、理由があると思うが、朝鮮における軍事行動については、日本は国連軍に対して兵力の寄與をしていないのであるから、その大変化に関する事前通報を日本に與えることは無理ではないかと思う。」

三宅「しかし、日本は後方基地となつて居り、朝鮮における軍事行動の結果は、日本の安全及び国民生活に大なる

影響がある。例えば、万一満洲爆撃が行われれば、中共側から報復爆撃を受ける危険がある。現に前々回の国会においてこの点につき縷々質問がなされ、政府は答弁に困ったことがある。このような場合には是非とも事前通報がほしい。」

ボンド「日本の立場は勿論よくわかるから、帰国の上はよく政府に伝えておこう。」

奥村参与は、一〇月一七日、外務事務次官に就任した。第四次吉田内閣が誕生したのは、一〇月三〇日である。その直前の一〇月二三日、在京米大使館から本省に送られた電報には興味深いことが記されている。³⁹八月五日に奥村参与からボンド参事官に手交された文書が取り上げられている。例の非公開文書だ。この八月五日の時点で、日本側の提案目的は、多数の国連軍が日本に送り込まれると、日本側がそれを収容するのに、必要かつ適切な対応ができるようにするためとされていた。ところが、最近になって、事前協議なしで朝鮮で国連軍が行動し、それにより、敵対行動が日本に拡大するのではと国会が懸念し始めたので、そうした心配はないと保証するためであったと奥村次官は明らかにしたという。この時期になって日本側の真意があきらかになったかのようなうだ。しかし、日本側は、もともと戦闘作戦行動のための基地使用に事前協議を求めていたのである。

一二月一日付けで国務省から在京米大使館に発出された電報によれば、八月四日の日本案を、米側が検討している様子がうかがえる。⁴⁰国務省は、日本における国連軍の配置および関連する兵站に関し、事前協議に同意する意向であった。しかしながら、国防省との非公式協議では、戦術・戦略計画について、日本政府と協議するとの約束は受け入れられない、と国防省は主張したという。また、行政協定第二四条は、国連軍ではなく米軍に適用されるので、国

務省としては、日本に敵対行動の脅威がおよぶ場合、この条項を使って対処できると考えているとのことであった。同条には、既に述べたように、日本の安全確保の場合、日米は共同措置をとり、そのための協議をする旨が規定されている。

米側では、少なくとも一二月初めまで、八月四日の日本案が検討されていた。ただ、国防省はこうした事前協議制度の導入に強く反発し、日米間で具体的な協議にはいたらなかったであろう。

アメリカ側に提示されたのか否かは不明であるが、一九五三年一月七日付けの日本側交換公文草案が残されている。⁽⁴¹⁾ 事前協議の部分は、一九五二年八月四日付け案と変わっていない。国連軍協定は、一九五四年二月一九日に署名がなされた。日本政府は、最後まで、事前協議に関する書簡を取り交わす可能性を探っていたとみられる。

おわりに

事前協議制度をめぐる交渉

一九五二年八月四日付け日本案が、なにゆえ、事前協議制度の原型といえるのであろうか。一九五八年一〇月に開始された日米安保条約改定交渉を振り返ってみよう。米側が最初に提示した事前協議案は以下であった。⁽⁴²⁾

合衆国は、共同防衛のためになされた取り決めの下で、日本国にある一定の基地を使用する。合衆国軍隊及びその装備の日本国にある基地への配置（deployment）、並びに、緊急時におけるこれら基地の作戦使用は、その時の状

況に照らし、日本国政府とアメリカ合衆国政府との共同協議 (joint consultation) 事項とする。

米軍の基地への配置および緊急時の基地使用が「共同協議」の対象となっている。これは、米英間の協議にならったものである。この米案を受けて、外務省条約局が、翌一月に作成した事前協議案は、つぎのようになっていた。⁽⁴³⁾

合衆国軍隊及びその装備の日本国への配備、並びに、日本国防衛以外を目的とする軍事行動の基地として日本国内にある施設・区域の使用は、日本国政府と協議の上実施する。

この案は、一九五二年に日本側が米側に打診した事前協議案と、趣旨は同じといってよい。米案を受け、「合衆国軍隊及びその装備」となっている点、それに、「配備」としている点に違いが見られる。この案は、さらに検討され、「配置における重要な変更」となり、ますます一九五二年の日本案と似通ったものになる。⁽⁴⁴⁾

一九五二年当時、事前協議はおおきな関心を集めていた。関心の対象は、おもに二つにわけられる。ひとつは、在日基地が原爆基地として使用されるのではないか、つまり、日本が原爆攻撃の発進基地として使用されるのではないかと懸念によるものである。その場合、日本側に事前に相談があるべきであり、また、協議すべきであるとの声が上がった。もうひとつは、国連軍兵士の数が急激に増加することの不安に端を発し、国連軍による満州爆撃によって、日本が報復爆撃を受けるのではないか、という懸念によるものであった。

いずれも在日基地の使用のあり方の問題である。前者は、攻撃対象は朝鮮半島内でも、核兵器が使用される場合で

ある。後者は、核兵器・通常兵器を問わず、朝鮮半島を越えて、中国本土を攻撃する場合である。これらの点をもう一度振り返ってみたい。

原爆基地

朝鮮戦争では、米政府内で、原爆の使用が何度か検討されている。とくに、緊張が高まったのは、一九五〇年一月三〇日、ハリー・トルーマン米大統領が定例記者会見で、「私は原子爆弾は最後まで使用されないよう心から希望している。だが現在では使用し得るあらゆる武器を使用することが考慮されており、原爆を使用するかどうかも現地司令官の決定一つにかかっている。」と述べたときである。⁽⁴⁵⁾

朝鮮戦争の経緯を振り返ると、国連軍は、九月一日からの仁川上陸作戦を成功させ、一〇月下旬には、中朝国境の鴨緑江付近まで進軍した。国連軍の侵攻を懸念した中国は、人民志願軍の大部隊を参戦させる。一月下旬、国連軍は、中朝軍に対して総攻撃を開始するも、反撃を受け、退却を余儀なくされた。⁽⁴⁶⁾

こうした情勢の下、トルーマンは、原爆使用の可能性に言及したのである。この発言では、現地司令官の裁量により原爆使用が可能なるようにも読めるが、そういう意味ではない。この点、ホワイトハウスのスポークスマンは、「原子爆弾の使用を決定することができるのはトルーマン大統領だけであって、大統領が記者会見で述べたことはマックアサー元帥の自由意思で原子爆弾の使用を決定できることを意味するものではない。現行法によれば原爆は米国原子力委員会の手で管理され、その利用を命令できるのは大統領だけだ。」と補足している。⁽⁴⁷⁾

このトルーマンの発言は大反響をまきおこした。とりわけ、イギリスのクレメント・アトリー首相は、ワシントン

に急行し、トルーマン大統領と協議することとなった。協議は一二月四日から始まり、都合六回にのぼった。八日に
出された共同声明には、「大統領は、原始爆弾を必要とするような世界情勢にはならないことを希望すると述べた。
大統領は首相に対し、状況に変化があれば、ただちに通知したいと語った。」とある。⁽⁴⁸⁾ 抽象的な表現であり、これだ
けでは二人の首脳の間になどのような会話が交わされたのか不明である。

この点、一二月七日の会談の公式議事録には記されていない記録がある。それによると、トルーマンはアトリーに、
両国は原子爆弾およびその使用問題に関し、つねにパートナーであり、英国との協議なしに原子爆弾の使用を考える
ことはないと言を押し出したという。アトリーがこの合意を文書にすべきかどうかをたずねると、トルーマンは、文書に
する必要はないと返答し、「しよせん、誰の言葉であれ役に立たないなら、書き留めたとして、役立つものではない」
と返答した。⁽⁴⁹⁾

こうした背景があつて、行政協定交渉時、原爆基地が関心を集めた。ただ、国連軍協定の交渉では、原爆基地が取
り上げられることはなく、一九六〇年の安保改定にこの問題は持ち越された。

満州爆撃

国連軍協定の交渉時、日本側は、多数の国連軍兵士が日本に送り込まれると、日本の社会・経済におおきな影響が
およぶので、入国する国連軍兵士の数、目的、滞在期間等を日本側に通知するよう求めた。この点は、国連軍協定第
三条に、日本側の主張が盛り込まれた。ただ、一九五二年六月、国連軍が中朝国境の水豊ダムを爆撃したことを契機
に、日本が報復爆撃を受けるのではないかという懸念が日本国内に沸き起こる。

中国爆撃の可能性は、それ以前にもすでにおおきな話題となっていた。一九五一年四月一日、トルーマン大統領によって、マッカーサー元帥は、連合国軍最高司令官をはじめすべての地位を解任された。解任の理由は、トルーマンが朝鮮戦争の停戦準備を進めていた矢先の三月二三日夕刻（ワシントン時間）、マッカーサーは、朝鮮視察の直前、つぎのような声明を報道機関に発表したからだ。

敵がいまや十分に承知しなければならないのは、国際連合がこの戦争を朝鮮区域に無理やり限定しようとしてきたことをやめ、敵の沿岸地域および内陸の基地へとわが軍の作戦を拡大すると決断すれば、共産中国はただちに軍事的崩壊の危険を迎える運命にある、ということである。⁵⁰

戦線を朝鮮半島に限定するのではなく、中国の沿岸、そして、内陸にも拡大しようという声明である。これまでも、朝鮮政策をめぐり、トルーマンとマッカーサーの確執は深まっていたが、これを聞いたトルーマンの怒りは頂点に達した。なぜなら、一九五〇年一月六日付けの大統領令で、外交政策に関する声明等は、国務省の許可を受けたうえで発表すべきであると定められていたからだ。⁵¹

マッカーサーはすべての軍の職を解かれ、後任には、米第八軍司令官リッジウェイがついた。ただ、国連軍司令官の交代によって、満州爆撃の可能性がなくなったわけではない。四月二五日、リッジウェイは声明を発表し、米政府は国連軍参加一三カ国に対し、「もし中共軍が国連軍に爆撃を加えてくるなら、満州における中共空軍基地に対し爆撃を行う」旨を通告した。⁵² 国連軍による満州爆撃の可能性は、日本でもおおきく報じられていた。

この満州爆撃に関連し、一九六〇年の安保改定では、前述のように、朝鮮議事録という密約が交わされていた。⁽⁵³⁾ 在韓国連軍に対する武力攻撃がおこなわれる緊急事態が発生した場合、在日国連軍（米軍）は、日本との事前協議を経ることなく、ただちに在日基地を使用できることとなっている。これには、「朝鮮半島にある国連軍が、停戦協定に違反して行われる軍事攻撃に反撃できるように」するため、という限定が付いている。満州爆撃の例から考えれば、朝鮮半島を越え、満州に爆撃が行われるような場合、事前協議の対象となるという前提であったと思われる。

従属的独立

ジョン・ダワーが、一九五二年四月の占領の終了、つまり、日本の再独立を「従属的独立」と呼んだことはよく知られている。サンフランシスコ平和条約・日米安保条約・行政協定の枠組みによって、日本が再軍備および米軍の無期限駐留を義務づけられたという意味である。⁽⁵⁴⁾ ダワーの従属的独立は、ガバン・マコーマックの日本「属国」論へと発展した。⁽⁵⁵⁾ また、孫崎享は、戦後の首相を、「自主」と「対米追従」という基準を用いて分類している。⁽⁵⁶⁾ 果たして、このような二分法で、戦後の日本外交をとらえることは妥当なのであろうか。それが、本稿の隠されたテーマである。いま一度、日本再独立後、外務大臣を務めた岡崎勝男を思い起こしてみたい。岡崎は、吉田首相の片腕ともいわれた人物で、吉田が対米追従に分類されるなら、岡崎も同様に分類される。⁽⁵⁷⁾ 岡崎は吉田内閣の外務大臣をつとめ、徹底した対米追従論者ということになるのだらう。⁽⁵⁸⁾ しかし、国連軍協定の交渉過程を振り返ると、岡崎にも「対米追従」とは異なる面が見えてくる。

既に述べたように、岡崎外務大臣の指示を受けて、奥村参与は、国連軍が満州爆撃といった戦闘作戦行動のために

在日基地を使用する場合、日本側に通報するだけではなく、日本側と協議することを盛り込んだ交換公文案を作成した。朝鮮戦争に出撃する国連軍とは、けつきよくは在日米軍と同じになる。つまり、行政協定では、米軍の行動あるいは在日基地使用になんらの制約も課されていなかったが、これに国連軍という網を用いて、在日米軍の行動をも規制しようとしたのではないかと思われる。

この日本案に対し、少なくとも国務省は、好意的な反応を示していた。水豊ダム爆撃の際、横田基地では灯火管制が敷かれ、米軍が報復爆撃を受けることも予想されていた。日本に何も知らせることなく、日本がもし空爆を受けるような事態になれば、大問題になっていただろう。

(1) 国連軍に関する主たる論考には以下がある。神川彦松「国連軍の性格と国連軍協定」神川彦松『神川彦松全集 第一〇巻』勁草書房、一九七二年、一〇九—一一〇八頁、杉山茂雄「国連軍との協定と「国連軍」の性格」『レファレンス』第三〇号、一九五三年八月、一一二〇頁、三谷弘「国連軍協定の諸問題」『レファレンス』第三四号、一九五三年十二月、三八—四九頁、山岡昇一「国連軍協定の問題点」『ジュリスト』第五三号、一九五四年三月、二二—二七頁、竹前栄治・笹本征男「朝鮮戦争と「国連軍」地位協定——日本の位置——」『東京経大学会誌——経済学——』第二二七号、二〇〇〇年三月、一六七—一八九頁。

(2) 『第十三回国会参議院会議録第七号』（号外）、一九五二年一月二六日、五六頁。

(3) 「米大使の大臣訪問会談録」（極秘）、一九五二年五月二四日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件 第一巻』（B:27.03）、外交史料館。

(4) 行政協定の問題点を指摘した文献として、横田喜三郎「行政協定をめぐる諸問題」『世界』一九五二年五月号、八一—九四頁を参照。

- (5) 西村熊雄『日本外交史 第27巻 サンフランシスコ平和条約』鹿島研究所出版会、一九七一年、一七四頁。
- (6) 宮澤喜一『東京——ワシントンの密談』中公文庫、一九九九年、一二七—一二八頁。なお、同書は、一九五六年十二月、実業之日本社により刊行されたものである。
- (7) 岡崎勝男「行政協定の楽屋裏——安保条約の連れ子を辯護する——」『文藝春秋』一九五六年九月、七〇頁。
- (8) 鹿島平和研究所（編）『日本外交主要文書・年表 第二巻』原書房、一九八四年、七八四—七八五頁。
- (9) 信夫隆司『日米安保条約と事前協議制度』弘文堂、二〇一四年、六七—一九頁。
- (10) 英連邦朝鮮派遣軍については、呉市史編纂委員会（編）『呉市史 第八巻』呉市役所、一九九五年を参照。
- (11) “Draft Agreement concerning the Assistance to Forces of Members of the United Nations Participating in the Actions of United Nations in Korea between the Government of Japan and the Governments of Members of the United Nations” (Secret), 『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件 第一巻』(B:2.7.0.3)、外交史料館、一九五二年五月二日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件 第一巻』(B:2.7.0.3)、外交史料館。
- (12) 「国連軍に対する協力について交換公文の件（経過要領）」（極秘）、一九五二年五月二日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件 第一巻』(B:2.7.0.3)、外交史料館。
- (13) 「国連軍に対する協力について交換公文の件（経過要領）」（極秘）、一九五二年五月二日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件 第一巻』(B:2.7.0.3)、外交史料館。
- (14) 杉浦「国連軍との間の書簡交換に関する件」（秘）一九五二年五月一二日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件 第一巻』(B:2.7.0.3)、外交史料館。
- (15) 杉浦「国連軍との協定に関する件」（極秘）一九五二年五月二七日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件 第一巻』(B:2.7.0.3)、外交史料館。
- (16) “Draft Agreement concerning the Assistance to Forces of Members of the United Nations Participating in the Action of

United Nations in Korea Between the Government of Japan and the Governments of Members of the United Nations" (Secret), 『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件 第一巻』(B:2.7.0.3) 外交史料館。

- (17) "Telegram From the Embassy in Japan to the State Department, July 1, 1952" (Confidential), RG84 Japan; U.S. Embassy, Tokyo; Classified General Records, 1952-1963, Box2 (2) (320.1 Japan-U.N. Agreement April 29, 1952 May-June-July), National Archives at College Park, College Park, MD.

- (18) 「国連軍協定に関する件 (第三回予備会談準備打合わせの件)」(杉浦) (極秘)、一九五二年七月一〇日、『日本国における国際連合の地位に関する協定関係一件 第二巻』(B:2.7.0.3) 外交史料館。

- (19) 条一「交換書簡案」(極秘)、一九五二年七月一二日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件 各種草案関係 第二巻』(B:2.7.0.3-12) 外交史料館。

- (20) 「国連軍の地位に関する協定案中、施設、公益事業、艦船航空機の入国等に関する条約案及び公式会議録了解案」(極秘)、一九五二年七月一八日、『日本国における国際連合の地位に関する協定関係一件 第二巻』(B:2.7.0.3) 外交史料館。

- (21) 奥村參與「国連軍協定 (ボンドとの非公式會談)」(極秘)、一九五二年七月二一日、『日本国における国際連合の地位に関する協定関係一件 第二巻』(B:2.7.0.3) 外交史料館。

- (22) "Summary of Meeting of Technical Committee for Negotiation of Agreement Regarding Status of Personnel, Sixth Meeting, July 21, 1952" (Confidential, Security Information), RG84 Japan; U.S. Embassy, Tokyo; Classified General Records, 1952-1963, Box3 (1) (320.1 UN Forces in Japan), National Archives at College Park, College Park, MD.

- (23) 『朝日新聞』一九五二年六月二四日 (朝刊・夕刊)、二五五 (朝刊)。

- (24) 神川彦松「朝鮮休戦の世界政治的意義」『改造』第三三巻第三号、一九五二年二月、三七頁。

- (25) トルーマン大統領の朝鮮政策については、ハリー・S・トルーマン (加瀬俊一 (監修)・堀江芳孝 (訳)) 『トルーマン回顧録 試練と希望の年 2』恒文社、一九六六年参照。

- (26) 『朝日新聞』一九五二年六月二五日 (夕刊)。

- (27) 『第十三回国会衆議院外務委員会議事録』第三七号、一九五二年六月二五日、一頁。
- (28) 『第十三回国会衆議院外務委員会議事録』第三七号、一九五二年六月二五日、一頁。
- (29) 浜中武治（編著）『横田米軍基地にて』けやき出版、二〇〇二年参照。
- (30) 『朝日新聞』一九五二年六月二五日（朝刊）。
- (31) 奥村參與「国連軍協定一件」（極秘・至急）、一九五二年七月三〇日、『日本国における国際連合の地位に関する協定関係 第二卷』（B:2.7.0.3）、外交史料館。
- (32) 奥村參與「国連軍に関する協定一件（ボンド参事官との會談）」（極秘）、一九五二年八月五日、『日本国における国際連合の地位に関する協定関係 第二卷』（B:2.7.0.3）、外交史料館。
- (33) “DRAFT NOTE FROM THE MINISTER FOR FOREIGN AFFAIRS OF JAPAN TO THE UNITED STATES AMBASSADOR, ACTING ON BEHALF OF THE UNITED COMMAND 4 August, 1952” (Secret), 『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係 第一卷』(B:2.7.0.3-12)、外交史料館。
- (34) 原文は、“I wish to propose that my Government be kept fully informed and consulted in advance with regard to any important changes in the disposition of the United Nations forces in and about and in the actions that may be taken by them to meet the exigencies of the situation in Korea, particularly as they affect Japan.” ㄹㄹㄹ。
- (35) “Memorandum of Conversation, Participants: Katsuzo Okumura, Niles W. Bond, Subject: UN Forces Agreement, August 5, 1952” (Confidential, Security Information), RG84 Japan; U.S. Embassy, Tokyo; Classified General Records, 1952-1963, Box2
- (3) (320.1 Japan-U.N. Agreement August-September), National Archives at College Park, College Park, MD.
- (36) 「国連軍協定交渉進捗状況」一九五二年八月二一日、『日本国における国際連合の地位に関する協定関係 第二卷』（B:2.7.0.3）、外交史料館。
- (37) 奥村「国連軍協定一件」一九五二年九月一二日、『日本国における国際連合の地位に関する協定関係 第二卷』（B:2.7.0.3）、外交史料館。

- (38) 三宅参事官「国連軍協定交渉に関するボンド参事官との會談要領」(極秘)、『一九五二年一〇月四日』、『日本国における国際連合の地位に関する協定関係一件 第二巻』(B:2.7.0.3)、『外交史料館』。
- (39) “Telegram From the Embassy in Tokyo to the State Department, No. 1336, October 23, 1952” (Secret), RG84 Japan; U.S. Embassy, Tokyo; Classified General Records, 1952-1963, Box3 (2) (320.1 Japan-U.N. Agreement October-Nov.-Dec. 1952), National Archives at College Park, College Park, MD.
- (40) “Telegram From the State Department to the Embassy in Tokyo, No. 1381, December 1, 1952” (Secret), RG84 Japan; U.S. Embassy, Tokyo; Classified General Records, 1952-1963, Box3 (2) (320.1 Japan-U.N. Agreement October-Nov.-Dec. 1952), National Archives at College Park, College Park, MD.
- (41) 『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件 各種草案関係 第二巻』(B:2.7.0.3-12)、『外交史料館』。
- (42) 信夫『日米安保条約と事前協議制度』三八頁。
- (43) 信夫『日米安保条約と事前協議制度』五四頁。
- (44) 信夫『日米安保条約と事前協議制度』五四頁。
- (45) 『朝日新聞』一九五〇年十二月一日(朝刊)。
- (46) 朝鮮戦争の概略については、神谷不二『朝鮮戦争 米中対決の原形』中公文庫、一九九〇年を参照。
- (47) 『朝日新聞』一九五〇年十二月一日(朝刊)。
- (48) トルーマン／アトリー会談の資料は、The National Security Archive の“Consultation is Presidential Business”, Secret Understandings on the Use of Nuclear Weapons, 1950-1974, National Security Archive Electronic Briefing Book No. 159 の Document 124 を。〈<http://nsarchive.gwu.edu/NSAEBB/NSAEBB159/>〉 Document 124 の“COMMUNIQUE”, December 8, 1950. また、この会談については、トルーマン『トルーマン回顧録 2』二九八―三〇六頁参照。
- (49) Document 124 の“MEMORANDUM FOR THE RECORD: Excerpt from meeting between the President and Prime Minister in the Cabinet Room of the White House, Thursday, December 7, 1950 (This information not incorporated in official account

of meetings, by Philip C. Jessup, Ambassador at Large” (Top Secret).

(50) United States Department of State, Aandahl, Fredrick, Editor, *Foreign Relations of the United States, 1951, Korea and China (in two parts)*, Volume VII, Part 1, U.S. Government Printing Office, 1951, p. 266.

(51) Harry S. Truman to Omar Bradley, with attachments, December 6, 1950, March 24, and April 7, 1951; MacArthur, Douglas-general; General File; PSF; Truman Papers. <http://www.trumanlibrary.org/exhibit_documents/index.php?pagenumber=5&titleid=186&tldate=1951-04-07&collectionid=frem&PageID=1&groupid=3414> トルーマンとマッカーサーの確執については、トルーマン『トルーマン回顧録 2』を参照。

(52) 『朝日新聞』一九五一年四月二七日（朝刊）。

(53) 朝鮮議事録の日本語訳は、信夫『日米安保条約と事前協議制度』一六〇—一六一頁参照。

(54) ジョン・ダワー（大窪愿二訳）『吉田茂とその時代』（下）、中公文庫、二〇一四年、一二六—一二七頁。

(55) マコーマックは、日本のアメリカに対する「構造化された依存」を、アメリカの「属国」と規定している。詳しくは、ガバン・マコーマック（新田準訳）『属国——米国の抱擁とアジアでの独立』凱風社、二〇〇八年参照。また、ジョン・ダワー／ガバン・マコーマック（明田川融・吉永ふさ子訳）『転換期の日本へ——「パックス・アメリカナ」か「パックス・アジア」か』NHK出版新書、二〇一四年も参照。

(56) 孫崎享『戦後史の正体 1945-2012』創元社、二〇一二年。

(57) 岡崎勝男の経歴については、岡崎勝男『戦後二十年の遍歴』中公文庫、一九九九年所収の柴田紳一「解説」一六七—一七五頁を参照。

(58) 孫崎『戦後史の正体』五〇頁。